

韓国からの家きん及び家きん肉等の輸入停止措置の解除について

農林水産省では、韓国における鳥インフルエンザの発生を受け、同国からの家きん及び家きん肉等の輸入を停止していましたが、今般、同病の同国における清浄性を確認したことから、本日、輸入停止措置を解除しました。

1. 経緯

- (1) 平成 19 年 11 月、韓国における弱毒タイプの鳥インフルエンザ（H7N8 亜型）の発生を受け、我が国は同国からの家きん及び家きん肉等の輸入を全面的に停止しました。
- (2) また、停止期間中であった平成 20 年 4 月には強毒タイプ（H5N1 亜型）、同年 10 月、12 月及び本年 2 月には弱毒タイプ（各々 H5N2、H5N2、H5 亜型）の発生が確認されましたが、それ以降は鳥インフルエンザの発生はありません。

2. 対応

今般、韓国から我が国に対し発生に係る適切な防疫措置等のデータが提供され、同国における鳥インフルエンザの清浄性について確認したことから、同国に対する家きん及び家きん肉等の輸入停止措置を本日付けで解除しました。

- ・ 発生国又は地域から家きん、家きん肉等の輸入を停止するのは、家きん等がウイルスに感染することを防止するためであり、食品衛生のためではありません。

(参考) 韓国からの輸入実績

	2006 年
家きん肉等（トン）	1, 296

出典：財務省「貿易統計」

関連資料：

- ・ 韓国からの家きん肉等の輸入一時停止措置について（平成 19 年 11 月 26 日付けプレスリリース）
<http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/071126.html>
- ・ 韓国における弱毒タイプの鳥インフルエンザの発生について（平成 20 年 10 月 6 日付けプレスリリース）
<http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/eitai/081006.html>

お問い合わせ先

消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室

担当者：町田、村井

代表：03-3502-8111（内線 4584）

ダイヤルイン：03-3502-8295

FAX：03-3502-3385

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>